

令和9年度 保育所・認定こども園の園児募集

募集期間 第一次:10月1日(木)～21日(水)
第二次:11月16日(月)～令和9年1月15日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)

※年度途中(令和9年5月～令和10年3月)に入園希望の方についても、募集期間内にお申し込みください。
※第二次の申し込みは、第一次申込者の利用調整後、定員に空きがある園の申し込みとなります。
※募集についての詳細は、幼児教育課、各総合支所地域振興課または各保育所・認定こども園に設置の「入園の手引」または市ホームページをご覧ください。



給付認定の区分

区 分	対 象	利用できる施設
1号認定	保育を必要としない 3～5歳児	認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	保育を必要とする3～5歳児	保育所・ 認定こども園 (保育所部分)
3号認定	保育を必要とする0～2歳児	

※保護者が、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合、2号・3号の認定をします。

- ☐ 就労(フルタイム、パートタイム、夜間、在宅など月48時間以上の勤務)
- ☐ 求職活動(起業準備を含む)
- ☐ 妊娠・出産
- ☐ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である
- ☐ 疾病・障害
- ☐ 親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 就学



保育所園児の募集(2号・3号)

対 象 者 0歳(生後3カ月を経過した翌月)～5歳児で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する乳幼児。

申込方法 幼児教育課、各総合支所地域振興課または各保育所へ提出

提出書類 **1号・2号・3号共通** 入園申込書、給付認定申請書、児童個別連絡票、入園に関する確認書
2号・3号のみ 保護者の「保育を必要とする事由」を証明する書類(就労証明書等)

◎給付認定申請書には、マイナンバー(個人番号)が必要です。

◎現在入所中で、来年度も継続入所を希望される方は、保育所等から配布される保育所等継続入所調査票を提出してください。

◎入園申込書以外の提出書類は市ホームページからダウンロードできます。

受付時間

各 保 育 所 8時30分～16時30分 **各認定こども園** 8時30分～16時30分
幼児教育課 8時30分～18時 **各総合支所地域振興課** 8時30分～17時15分

入園までの流れ

- ①幼児教育課、各総合支所地域振興課または希望保育所へ申し込み
- ②利用調整を受ける
- ③市から利用調整の結果を通知(1月頃)
- ④市から支給認定証等を送付(2月頃)
- ⑤入園

▶ 幼児教育課(☎64・3222)、☎地域振興課(☎75・0255)、☎地域振興課(☎72・2523)
☎地域振興課(☎322・1451)

認定こども園児の募集(1号・2号・3号)

対 象 者 0歳(生後3カ月を経過した翌月)～5歳児の乳幼児。ただし、2号・3号認定を希望する場合は、「保育を必要とする事由」に該当すること。

申込方法 各認定こども園へ提出
※公立園は市窓口でも申し込み可

入園までの流れ

- ①希望園へ申し込み(2号・3号認定を希望する場合は、保育の必要性の認定が必要)
- ②利用調整を受ける
- ③市または園から利用調整の結果を通知(1月頃)
- ④市または園から支給認定証等を送付(2月頃)
- ⑤入園



10月1日開始の予防接種のお知らせ

高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナ予防接種について

接種期間 10月1日(木)～令和9年1月30日(土)

対 象 者

- ・65歳以上の方(接種日現在)
- ・接種日において60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

個人負担金

高齢者インフルエンザ 1,500円(1回限り)

高齢者新型コロナウイルス 11,000円(1回限り)

※生活保護受給者は無料(事務連絡票が必要です。予防接種前に地域福祉課または各総合支所地域振興課にお越しください。)

接種の方法 たつの市・太子町・姫路市・相生市・宍粟市・上郡町・佐用町の各予防接種実施医療機関に直接予約し、マイナ保険証等と予防接種手帳または健康手帳を持参してください。
上記市町以外での接種を希望される方は、事前に申請が必要となりますのでお問い合わせください。



子どもインフルエンザ予防接種について

接種期間 10月1日(木)～令和9年1月30日(土)

対 象 者 生後6カ月から中学3年生までの方(接種日現在) ※9月下旬に助成券を郵送します。

助 成 額 注射1回1,500円 経鼻1回3,000円

助成券使用方法

対 象	助成券 発行枚数	使用方法
生後6カ月～中学1年生	2枚	注射:1回につき1枚使用(1回目の接種日時点で13歳以上の方は、1枚のみ使用可能) 経鼻:2枚同時使用
中学2～3年生	1枚	注射・経鼻:1枚使用

接種医療機関 助成券郵送時に「実施医療機関一覧表」を同封します。

<たつの市・太子町以外の医療機関で接種する場合>

医療機関で実費を支払い、こども家庭センターはつらつ(健康課)または各総合支所地域振興課で償還払いの手続きをしてください。(各総合支所での手続きは要予約)

各予防接種については、ワクチンの効果と副反応のリスクの双方について理解し、ご本人もしくは保護者の意思に基づいてご判断ください。

▶ 健康課(☎63・2112)、☎地域振興課(☎75・3110)、☎地域振興課(☎72・6336)
☎地域振興課(☎322・3496)

